

石川県保健休養林施設  
「石川県健康の森」  
指定管理者募集要項

令和4年8月

石川県

# 石川県健康の森 指定管理者募集要項

石川県健康の森の指定管理者（管理運営団体）を以下により募集します。

## 1 対象施設の概要

### (1) 名称

石川県健康の森

### (2) 所在地

輪島市 三井町 地内（中・洲衛・小泉・長沢・坂田）

面積：594ha（県有地 63ha、市有地 32ha、民有地 499ha）

（※民有林、輪島市営ソフトボール場、ハウスあすなろ（輪島市）等の施設は、指定管理者の管理対象施設から除きます）

### (3) 施設の沿革

平成 6 年に開園し、園内には、総合交流センター、オートキャンプ場、バーベキュー舎、ソフトボール場などのレクリエーション施設、森林科学館やノトキリシマ園、ツバキ園などの展示施設があり、林内には遊歩道も十分に整備されていることから気軽に森林浴や自然観察などを楽しむことができます。

平成 12 年、拠点施設として整備された総合交流センターでは、園内の総合案内のほか、パソコンや映像を使って地域の特産品やみどころ情報を提供するほか、押し花や草木染めなどの体験教室、キノコや山野草の観察会なども企画、開催しています。

### (4) 施設の概要

総合交流センター	1棟(980.91㎡)
(管理事務所)	事務所、シャワー室、情報コーナー、多目的ホール等
森林科学館	1棟(199.80㎡) 展示室(森林、昆虫)、研修室
ノトキリシマ園、ツバキ園	0.8ha
オートサイト	15サイト
バンガロー	6棟(各14.3㎡)
ログハウス	10棟(特大(86.1、84.5㎡)3棟、大(67.9㎡)2棟、小(43.1㎡)5棟)
バーベキュー舎	1棟(49.9㎡、5炉)
トイレ棟	2棟(37.8㎡、36.2㎡)
炊事棟	2棟(58㎡、38㎡)
あずまや	2棟
健康広場	8,056㎡(大型木製遊具)
子どもの広場	5,600㎡
親水広場	3,700㎡
管理道、林道等	10,186m
遊歩道	6,442m

### (5) 施設の利用状況

過去 5 年間の入園者数と施設使用料収入実績

過去5カ年の入園者数と施設使用料収入実績

(単位:人、千円)

年度	H29	H30	H31/R1	R2	R3
入園者数	29,942	29,115	33,070	16,830	10,883
施設利用収入	6,616	6,777	6,668	4,824	2,183

## 2 施設管理の基本的な考え方

- (1) 石川県健康の森は、能登地域における森林・自然観察、自然体験学習・教育等の拠点施設の一つとして、自然体感機能や自然学習・教育機能、レクリエーション機能等の複合的機能を持つ施設であり、施設の利活用促進に向け、その設置目的を踏まえて指定管理者が独自に企画し実施する自主事業等と相まって、施設の有する機能が効果的に発揮されるような管理運営を行うこと。
- (2) 費用対効果の高い効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (3) 利用者等の意見・要望を適切に管理運営に反映させ多様なニーズに応えた平等なサービスの提供、利用促進を図ること。

## 3 指定管理者の業務

- (1) 施設における森林及び自然に関する展示及び催しの実施、その他施設を利用する者への利便の提供に関する業務
- (2) 施設の利用促進に関する業務
- (3) 施設使用料（表1参照）の徴収に関する業務
- (4) 施設、設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理に関し知事が必要と認める業務

※なお、指定管理者が行う管理業務全般を一括して、他の者に再委託することはできませんが、清掃、警備等一部の業務については、専門の事業者へ委託することができます。

## 4 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が管理業務を行うにあたり、次の事項を遵守すること。

- (1) 適切なサービスの提供を行うこと。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 業務を遂行する上で、以下の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理業務を行うこと。
  - ア 地方自治法（第244条、第244条の2）
  - イ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
  - ウ 農薬取締法、森林法、石川県保健休養林施設条例、石川県保健休養林施設条例施行規則
  - エ 石川県行政手続条例（平成7年石川県条例第33号）  
指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、石川県行政手続条例が適用されるので留意すること。
  - オ 行政不服審査法、行政事件訴訟法  
指定管理者が使用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく審査請求、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを行うことができること等を処分の相手方に教示すること。
  - カ 石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）  
指定管理業務を行うにあたって個人情報を取扱う場合には、その取扱いに十分留意し、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。また、第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。なお、指定管理者の指定の期間が終了した後も同様であること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を講じること。

(5) その他詳細については別途「業務仕様書」に定める。

※管理の基準に関する細目的事項は、県議会の指定の議決の後、協議のうえ協定で定めます。

## 5 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

※指定の期間は県議会の議決事項となります。

※指定管理者の責めに帰すべき理由により、引き続き指定管理者として管理することが適当でないと県が判断した場合は、指定を取り消すことがあります。

## 6 応募資格

次の資格を全て満たす法人その他の団体であること。

- (1) 石川県内に事務所を置く又は置く予定のあるもの。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 石川県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 県税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）

第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者

イ 役員等（法人の場合は、その役員並びにその支店及び事業所の代表者、その他の団体の場合は、代表者及び役員をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として次のいずれかに該当するもの

- ① 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ② 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等をしている者
- ③ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

エ その他、選定されることが暴力団の利益となると認められる者

(7) 複数の団体でグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めること。

(8) グループの構成団体は、他のグループの構成団体となること及び単独で応募することができない。

## 7 応募の方法

(1) 募集要項の配付

①配付期間

令和4年8月10日（水）から10月7日（金）まで（県庁の休日を除く）  
の午前9時から午後5時まで

②配付場所

石川県観光戦略推進部観光企画課（行政庁舎12階）

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話 076-225-1126

③インターネットによる配布

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankou/shiteikanri/kanri.html>

## (2) 申請書類

申請に当たっては、以下の書類（持参又は郵送の場合、正本1部、副本1部（④⑤⑩は正本1部のみ提出）。電子メールの場合は、書類ごとにPDFファイル形式で1部）を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがあります。また、グループで申請する場合は、以下の④～⑪は構成団体のものを全て提出してください。

なお、申請に要する費用は、申請者の負担とします。

- ①保健休養林施設指定管理者指定申請書（別紙様式1）
- ②石川県保健休養林指定管理者事業計画書（別紙様式2）  
（複数の事業計画書を提出することはできません）
- ③管理業務の収支予算書（別紙様式2-2）
- ④定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑤法人の登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- ⑥貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（過去3事業年度分）
- ⑦役員等名簿（別紙様式3）
- ⑧役員の略歴を記載した書類
- ⑨組織、事業内容その他の申請者の概要を記載した書類（別添様式4）
- ⑩石川県税、法人税若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類
- ⑪労働者災害補償保険に加入していることを証する書類  
（従業員を雇用していない事業者は除く）
- ⑫グループを構成して応募する場合は、構成団体の概要を記載した書類

## (3) 申請書類の提出

### ①提出期間

令和4年8月10日（水）から10月7日（金）まで（県庁の休日を除く）  
の午前9時から午後5時まで

### ②提出場所

下記まで持参又は書留郵便により郵送してください。

石川県観光戦略推進部観光企画課（行政庁舎12階）

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話 076-225-1126

※ 郵送の場合、提出期間最終日の午後5時までに必着のこと。

また、電子メールの場合は、下記まで提出してください。

石川県観光戦略推進部観光企画課

E-mail : e200100@pref.ishikawa.lg.jp

※FAXによる提出はできません。

### ③提出部数（持参又は郵送の場合）

正本1部、副本1部（副本は正本の複写可）

### ④留意事項

ア 事業計画書等の著作権は、提出した団体に帰属するものとします。但し、提出書類については、情報公開条例の規定に基づき公開する場合があります。

イ 提出された申請書類は返却しません。

ウ 申請書類提出後の訂正、差替え等は原則として認めません。

エ 必要に応じ、追加書類の提出を求められることがあります。

## 8 提案を求める事項

以下について提案を求めます。提案は、指定管理者事業計画書に記載してください。

### (1) 管理運営の基本方針

管理運営の基本的な考え方、管理運営に関する提案等

### (2) 提案価格及び収支計画

収入計画、支出計画等

※管理料に関しては次に掲げる金額の範囲内で提案を求めます。

①管理料 12,984,000円(単年度)

※施設の使用に係る料金は指定管理者の収入になりますので、管理料の提案額は、管理経費総額から料金収入の見込み額を差し引いて算出してください。

※管理料は消費税及び地方消費税を含んだ額です。

※県が指定管理者に支払う管理料は、提案額を基準に、予算の範囲内で、毎年度、県と指定管理者が協議して定めるものとします。

※なお、管理に係る費用が管理料を上回った場合も、県が特段の事情があると認めない限り、補填は行いませんので留意願います。

### (3) 管理運営計画

管理運営に対する考え方、利用促進計画、有料施設の運営計画等

※施設の利活用等に関しては施設の設置目的を十分に発揮するために、管理にあたっての目標となる指標とその目標値を提案してください。指標は利用者数や利用者満足度、申し込みから利用開始までの所要時間など、数値により測ることができるものとしてください。

※管理開始前には、提案内容を基に、県において数値目標及びその達成に向けた取り組みを中期経営目標として公表することとしております。管理開始後は、その達成状況等を、年1回実施する管理状況評価の対象とし、インターネット等により県民向けに公表します。

※過去3年間の利用者数、貸館稼働率、利用者アンケートにおける満足度の推移は次のとおりです。

測定指標	H25～28 年度平均 (基準値)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	前年度比	基準値比
(1) 利用者数 (人)	30,481 人	33,070 人	16,830 人	10,883 人	64.7%	35.7%
(2) 貸館稼働率(%)	98.4%	98.4%	87.7%	72.5%	-15.20 ㊦	-25.90 ㊦
(3) 利用者アンケート における満足度						
利用者サービス(%)	100.0%	96.8%	100.0%	100.0%	.0 ㊦	.0 ㊦
施設の維持管理(%)	99.9%	97.4%	98.0%	100.0%	2.0 ㊦	.10 ㊦

※利用料金の提案に当たっては、条例で定めた金額の範囲内としてください。これを上回る提案はできません。また、料金の決定に際しては、あらかじめ県の承認が必要となります。条例で定めた料金は次のとおりです。

(表1)健康の森に係る施設使用料

(単位:円)

区 分		料 金	単 位	備 考
ログハウス	特大型(定員10人)	19,380	1棟1回	・定員を超える場合、1人当たり1,050円増額 ・6才未満の者は使用人数に含めない
	大 型(定員 7人)	16,010		
	小 型(定員 4人)	12,810		
バンガロー	4~6人用	3,520	1棟・日帰り	
		1,810		
キャンプ場	オートサイト	640	1サイト1回	
バーベキュー炉		940	1基1回	
多目的ホール		2,820	半日(午前)	9:00 ~ 12:00
		3,770	半日(午後)	13:00 ~ 17:00
		6,590	全 日	9:00 ~ 17:00

※使用料の収入実績が見込みを下回った場合も、県が特段の事情があると認めない限り、補填は行いませんので留意願います。

※令和4年度予算及び過去3年度の使用料収入と入場者数の実績は次のとおり(消費税及び地方消費税を含んだ額) となっていますので参考としてください。

(参考) 令和4年度予算及び過去3年度の使用料収入と入場者数の実績

令和4年度予算	7, 1 6 5 千円	
令和3年度実績	2, 1 8 3 千円	1 0, 8 3 3 人
令和2年度実績	4, 8 2 4 千円	1 6, 8 3 0 人
令和元年度実績	6, 6 6 8 千円	3 3, 0 7 0 人

(4) 主催事業計画

主催事業に関する考え方、類似業務の実績、主催事業等の運営計画等

(5) 維持管理計画

施設の維持管理全般に対する考え方、施設の維持管理の実績等

(6) 平等な利用の確保

有料施設等、施設の運営計画

(7) 事務遂行能力

安定的な管理運営を行う組織・体制、現に従事している職員の雇用についての提案等

## 9 選定の方法

### (1) 選定の進め方

令和4年10月（予定）に開催する指定管理者選定委員会において、各委員が（3）の選定の基準に沿って評価し、その結果を基準に、総合的な評価を行ったうえで、最も適切に施設を管理できると認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。

選定にあたっては、申請書類に基づく書類審査のほか、申請者である団体の代表者又は代理の方に申請書類の内容等についてヒアリングを実施します。

なお、申請者の中に適切に管理できると認める団体がいなかった場合は、指定管理者の候補者として選定しません。

### (2) 選定委員の構成

施設の所管部局である観光戦略推進部の部長を委員長とし、観光戦略推進部次長、観光企画課長のほか、外部有識者2名の計5名で構成することとしています。

### (3) 選定の基準

#### ① 県民の平等な利用が確保されること（10点）

（小項目）

- ・ 利用者の平等な利用が確保されており、一部の利用者を差別的に取り扱うものでないこと。

#### ② 最少の経費で施設等の適切な維持管理を図ることができること（30点）

（小項目）

- ・ 施設等の維持管理の手法が具体的かつ実現可能で経費の縮減につながるものであること
- ・ 緊急時の対応・安全管理に問題がないこと

#### ③ 最少の経費で施設の効用を最大限に発揮できること（20点）

（小項目）

- ・ 施設の設置目的や効用、管理すべき施設に関し、充分理解していること
- ・ 事業計画が施設等の利用促進につながるものであり、実現可能であること

#### ④ 管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること（30点）

（小項目）

- ・ 施設の管理や事業の実施に必要な人員が確保されていること
- ・ 類似施設の管理実績や必要とされる専門知識、技術を有していること

#### ⑤ その他、施設の適切な管理と利用促進を図る上で適当と認められること（10点）

（小項目）

- ・ 新規、魅力的なイベント・企画等の提案がなされていること
- ・ 地域住民の雇用、ボランティアの活用等、地域一帯の活性化につながる提案がなされていること

### (4) 選定結果の通知等

選定結果については、各申請者に文書で通知します。また、県のホームページ等で申請団体名、審査結果等の公表を予定しています。



## 10 責任分担

指定管理者と石川県との責任分担は次のとおりです。

※ただし、これに定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、県と協議して定めることとします。

内 容		指定管理者	石川県
①施設・備品の保守点検		○	
②施設・備品の維持管理		○	
③安全衛生管理		○	
④管理運営（案内、利用促進、企画展示、広報等）		○	
⑤使用料の収納		○	
⑥施設・備品の損傷	管理上の瑕疵に係るもの	○	
	上記以外		協議事項
⑦利用者の損害	管理上の瑕疵に係るもの	○	
	上記以外		協議事項
⑧施設・備品の小規模修繕（性能・機能の回復程度のもの）		○	
⑨施設・備品の大規模修繕（資産価値の向上又は耐用年数の延長となるもの）			○
⑩個々の業務の委託		○	
⑪施設の法的管理	施設の使用許可、取消し	○	
	施設の目的外使用許可、取消し		○
⑫法令等の変更	施設の設定基準、管理基準に係るもの		○
	上記以外	○	
⑬需要の変動	利用者数、利用料金収入の減少	○	
⑭物価の変動	物価上昇によるもの	○	
	運営に重大な影響を及ぼすもの		協議事項
⑮税制度の変更	一般的な税制変更（消費税除く）	○	
	消費税の変更		○
⑯保険への加入	火災保険		○
	その他各種保険	○	
⑰災害時の対応	連絡体制確保、利用者の安全確保、被害調査・報告、応急措置等	○	
	指揮・指示、復旧措置		○
⑱包括的な管理責任			○

## 11 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

### (1) 受付期間

令和4年8月10日（水）から8月26日（金）の午後5時まで

### (2) 受付方法

質問書（別紙様式5）に記入のうえ、FAX 又は電子メールで提出してください。

FAX 076-225-1129

電子メール e200100@pref.ishikawa.lg.jp

※電話又は来訪など口頭による質問は受け付けません。

ご質問に対する回答は、現地説明会等にて行います。

## 12 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、(4)により、事前に参加申込をしてください。事前に参加申込がない場合は、参加できません。

### (1) 開催日時

令和4年9月2日（金）午後1時から2時間程度

### (2) 集合場所・時間

石川県健康の森 総合交流センター

午後12時50分までに集合してください。

### (3) 参加人数

1団体につき3名までとします。（グループで申請する場合も同様とします。）

### (4) 申込方法

令和4年8月26日（金）までに、現地説明会参加申込書（別紙様式6）に所要事項を記載の上、FAX 又は電子メールで提出してください。

石川県観光戦略推進部観光企画課

FAX 076-225-1129

電子メール e200100@pref.ishikawa.lg.jp

## 13 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、申請を無効とすることがあります。

また、指定管理者候補に選定後あるいは指定の議決後であっても、選定を取り消すことがありますので留意願います。

(1) 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合

(2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(3) 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

(4) 申請書類に虚偽の内容が記載されている場合

(5) 選定に関する不当な要求をした場合

(6) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合

(7) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者として相応しくないと認められる場合

(8) その他不正な行為があった場合

## 14 協定の締結

- (1) 指定の議決後、管理業務の細目について県と指定管理者の間で協定を締結します。
- (2) 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定を取り消します。
- (3) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者として相応しくないと認められる状況となった場合は、指定の議決後であっても協定を締結せず、指定を取り消します。

## 15 今後のスケジュール

指定管理者による管理の開始までのスケジュールは次のとおり予定しております。

令和4年8月10日～10月7日	募集要項の配付
8月10日～8月26日	質問事項の受付
8月26日	現地説明会参加申込締切
9月2日	現地説明会
8月10日～10月7日	申請の受付
10月	選定委員会の開催
11月	指定管理者の候補団体の決定
12月（12月議会）	指定管理者の指定の議決
令和5年3月まで	協定の締結
	事務の引継
	中期経営目標の策定、公表
4月1日	指定管理者による管理の開始

## 16 様式

- (1) 指定管理者指定申請書（別紙様式1）
- (2) 指定管理者事業計画書（別紙様式2）
- (3) 収支予算書（別紙様式2-2）
- (4) 役員等名簿（別紙様式3）
- (5) 団体の概要（別添様式4）
- (5) 質問書（別紙様式5）
- (6) 現地説明会参加申込書（別紙様式6）

お問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県観光戦略推進部観光企画課

TEL：076-225-1126

FAX：076-225-1129

電子メール：e200100@pref.ishikawa.lg.jp